

令和8（2026）年度 福岡市立高等学校臨時教職員（講師等）募集要項

福岡市教育委員会

令和8(2026)年度 福岡市立高等学校臨時教職員(講師等)の公募を行います。

「本市のあるべき教員像」

- ・ 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・ 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・ 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・ 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

1 募集する名簿登載区分及び職種

下記の職種を募集します。

名簿登載区分	勤務形態と任用期間	職種
臨時的任用職員	常勤で、年度内の任用（半年更新） （年度を超えての任用はありません。）	・ 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手（家庭） ・ 外国語会話指導講師 （英語・中国語・ 韓国語）
会計年度任用職員	非常勤で、年度内の任用 （年度を超えての任用はありません。）	
育児休業等代替 任期付職員 （講師・養護助教諭）	常勤で、育児休業等を取得した職員の育 児休業等に係る期間（年度を超えて任用 することもあります。最長3年）	

※任用職員について

臨時的任用職員

地方公務員法第22条の3第1項、同法第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項に基づく任用。

会計年度任用職員

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく任用。

育児休業等代替任期付職員

地方公務員法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に基づく任用。

2 出願資格

- (1) A 希望する職種や教科等の有効な教職員普通免許状を有する者(特別免許状を有する者も含む。)

免許取得見込みの方も出願可能です。(任用までに有効な免許状が必要となります。)

※令和4年7月に教育職員免許法が改正され、教員免許更新制が廃止となりました。法改正前に免許状が休眠状態の方や、有効期限を過ぎて失効している方も出願可能です。

- B 外国語(英語・中国語・韓国語)会話指導講師(外国籍の方対象)

日本において、日本人を対象に英語等を指導する経験をもった外国人で、日本人外国語教員の授業の補助、支援等を行うことができる者。日本での経験をもとに、各学校が必要に応じて採用します。

外国語会話指導講師で、非常勤講師としての任用は、教員免許状は不要です。

常勤講師としての任用は、福岡県から授与された特別免許状が必要です。

- C 実習助手(家庭科)を希望する者

各分野(食品、衛生等)で実務経験をもち、その知識や経験を活かし、各学校で家庭科の実習補助、支援が行える者。ただし、全ての学校で募集しているものではありません。(必ずしも、該当する教員免許状は必要ありません。)

- (2)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者。

【地方公務員法第16条(抄)】

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条(抄)】

- 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※地方公務員法及び学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

3 出願書類および出願方法

- (1) 出願期間
令和7年10月1日(水)から随時
- (2) 出願書類
「令和8年度 福岡市立高等学校臨時教職員(講師等)志願書」
- (3) 出願方法
郵送または持参により出願。受付は随時行っています。
- (4) あて先 (郵送の場合)
〒810-8621(所在地の記載不要)福岡市教育委員会 教職員第2課
(注)(ア)封筒の表に、「志願書在中」と朱書きしてください。
(イ)封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記してください。
- (5) 留意事項
 - ① 福岡市立高等学校臨時教職員(講師等)志願書は福岡市教育委員会ホームページからダウンロードし、印刷して下さい。 (両面印刷推奨)
 - ② 必ず令和8年度の志願書を使用してください。
 - ③ 出願受付後は、いかなる理由があっても提出書類は返却しません。
 - ④ 出願内容に不備(記入漏れ等)がある場合は、受け付けることができません。
 - ⑤ 受験資格に係る証明ができない場合や、内容出願に虚偽があった場合は、福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿の登載を取り消されます。
 - ⑥ 締め切りはありませんが、令和8年1月末までの提出の順に各市立高等学校へ情報提供をしていきます。

4 任用候補者名簿への登載から任用まで

- (1) 書類選考により「令和8年度 福岡市立高等学校臨時教職員任用候補者名簿」に登載されます。
- (2) 上記名簿登載の有効期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までです。
- (3) 上記の名簿登載者の中から、各高等学校が必要に応じて面接選考を行います。
- (4) 上記名簿登載者は、令和8年4月1日以降、必要に応じて任用されるものであり、欠員状況によっては、任用が遅れることや任用がない場合もあります。
- (5) 講師及び養護助教諭については有効期限を過ぎて免許状が失効されている方も出願は可能ですが、任用までに、免許状授与の手続きを行ってください。
- (6) 健康診断に関する通知を受けた場合は、通知内容に沿って速やかに受診してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、妊娠出産等により勤務できない特別な事情がある場合は、任用されないことがあります。
- (7) 任用するにふさわしくない事実があったと判断された場合などは、任用されないことがあります。

5 勤務条件について（令和8年4月1日）

※任用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。

	臨時的任用職員	会計年度任用職員	育児休業等代替任期付職員 (講師・養護助教諭)
就業場所	福岡市立の高等学校		
任用期間	地方公務員法の規定に基づき、6カ月を超えない範囲で任用。 6カ月を超えない期間で更新可。(4月1日から翌年3月31日を超えない期間)	1会計年度(4月1日から翌年3月31日)以内の範囲	育児休業等を取得した職員の育児休業等に係る期間(年度を超えて任用することもある。最長3年)
条件付採用	なし ただし、地方公務員法に規定するサービスの各規定に違反があったと判断された場合、任用を取り消すことがあります。	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、任用後1ヵ月(勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、任用後1年(養護助教諭においては6月間)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。
勤務日	週5日勤務(月曜日から金曜日)(週38時間45分)	任用事由によって異なる(週1.5時間～週24時間)	週5日勤務(月曜日から金曜日)(週38時間45分)
休日	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日)	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日) その他、任用事由によっては勤務を要しない日がある。	土日、国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日)
勤務時間 休憩時間	1日7時間45分 休憩時間:45分	任用事由によって異なる 休憩時間:なし～45分	1日7時間45分 休憩時間:45分
時間外勤務	時間外勤務を命じることがあります。		

	臨時的任用職員	会計年度任用職員	育児休業等代替任期付職員 (講師・養護助教諭)
給与	【講師・養護助教諭】 約 285,000 円～ (大学卒) 約 266,000 円～ (短大卒) ※地域手当等を含む額	【講師・養護助教諭】 時間額(1コマ【1.5 時間勤務】あたり) 約 3,090～3,250 円 ※地域手当相当報酬を含む額	【講師・養護助教諭】 約 285,000 円～ (大学卒) 約 266,000 円～ (短大卒) ※地域手当等を含む額 ※昇給あり
諸手当 ※支給条件あり	地域手当、扶養手当、住居手当、 <u>期末・勤勉手当</u> ※1、 <u>退職手当</u> ※2、 <u>通勤手当</u> ※3等	地域手当、 <u>期末・勤勉手当</u> ※1、 <u>費用弁償(通勤手当)</u> ※3等	地域手当、扶養手当、住居手当、 <u>期末・勤勉手当</u> ※1、 <u>退職手当</u> ※2、 <u>通勤手当</u> ※3等
休暇等	年次有給休暇(1年度に最大 20 日(任用期間による))、特別有給休暇(夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇等	年次有給休暇(1年度に最大 20 日(任用期間による))、特別有給休暇(夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇等	年次有給休暇(1年度に最大 20 日(任用期間による))、特別有給休暇(夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、介護保険、労災保険、雇用保険※4の適用があります。(任用期間等によって異なる。)		
公務災害	地方公務員災害補償制度又は労働者災害補償保険制度に基づき補償する。		
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など) ※臨時的任用職員及び任期付職員は、営利企業等への従事等の制限も適用されます。		

※1 年2回(6月、12月)在職期間に応じて支給。週の勤務時間が15時間30分以上の教職員が支給対象となります。

※2 勤続年数が1年以上の場合、退職手当が支給されます。

※3 通勤手当及び費用弁償(通勤手当)は、条例、規則等に基づき支給(月55,000円まで(日額制及び時間額制の会計年度任用職員は1日2,619円まで))されます。

※4 会計年度任用職員のみ適用

【申込み・問い合わせ先】

〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市教育委員会 教職員第2課（福岡市役所 11 階）
TEL 092-711-4617
受付時間：平日午前 9 時から午後5時まで



【福岡市臨時教員募集(高等学校)ホームページ】